

保障のあらし 生命共済

	共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金	共済金をお支払いできない主な場合
病氣 入院保障	契約のお申込み日の翌日以降に発病した病気を原因として共済期間中に入院された場合、その共済期間中の入院について病氣入院保障共済金を支払います。 △ご注意 ●病氣による通院は保障の対象ではありません。 ●異なる病氣により入院期間が重複する場合は、その期間については重複して共済金を支払いません。 ●病氣による入院期間と事故による入院期間が重複する場合は、重複して共済金を支払いません。	病氣入院保障共済金額に入院日数を乗じて病氣入院保障共済金を支払います。 ※入院日数は、入院した日から医師が認定した退院日までとします。 ●病氣入院保障共済金の支払は1事由の病氣につき200日限度ですが、同一事由による入院が限度日数を超える場合、限度日数の翌日から起算して160日を経過した後の入院については、新たに200日を限度とする病氣入院保障共済金を支払います。	●共済期間外の入院。 ●契約のお申込み時に発病していた病氣、告知を行っていた病氣による入院(新規契約申込み後1年を経過したものを除く)。 ●契約者の故意。 ●被共済者の故意、重大な過失、犯罪行為、自殺行為、私闘。 ●頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛、背痛等で医学的他覚所見のないもの。 ●健康保険の療養の給付、または療養費の対象とならない入院。
病氣 後遺障害保障	契約のお申込み日の翌日以降に発病した病気を原因として共済期間中に後遺障害が生じた場合、病氣重後遺障害保障共済金を支払います。 △ご注意 ●ご契約時にすでに後遺障害の状態にあった被共済者が、共済期間中に同一部位に加重して障害を負った場合は、所定の金額を後遺障害保障共済金より差し引いて支払います。	短期生命共済事業規約に定める別表第1「後遺障害等級別支払割合表」の1級から3級の後遺障害が生じた場合は、その等級に応じて「病氣重後遺障害保障共済金額」の100%から90%を支払います。	●共済期間外に生じた病氣重後遺障害。 ●契約のお申込み時に発病していた病氣、告知を行っていた病氣による後遺障害(新規契約申込み後1年を経過したものを除く)。 ●契約者の故意。 ●被共済者の故意、重大な過失、犯罪行為、自殺行為、私闘。
事故 入院保障	共済期間中に発生した不慮の事故(*)を直接の原因としてケガをし、事故の日から180日以内に入院された場合は、共済期間中の入院に対して、事故入院保障共済金を支払います。 △ご注意 ●異なる事故により入院期間が重複する場合は、その期間については重複して共済金を支払いません。 ●病氣による入院期間と事故による入院期間が重複する場合は、重複して共済金を支払いません。	事故入院保障共済金額に入院日数を乗じて事故入院保障共済金を支払います。 ※入院日数は、入院した日から医師が認定した退院日までとします。 ●事故入院保障共済金の支払は、1事由の事故につき事故日から180日以内の入院開始に対し200日限度ですが、退院後160日以内に同一事由による再入院を開始したときは1事由の入院と見なし通算して200日を限度とします。 ●再入院の退院後160日以内に同一事由による再々入院を開始したときも1事由の入院と見なし通算して200日を限度とします。 ●事故日から360日を経過し、かつ事故入院支払限度日数200日を超えての入院については、病氣入院とみなし新たに200日を限度とする入院保障共済金を支払います。	●共済期間外に発生した不慮の事故(*)による入院。 ●契約者の故意。 ●被共済者の故意、重大な過失、犯罪行為、自殺行為、私闘。 ●無免許、無資格運転、酒気帯び若しくは薬物依存等による運転、最高速度違反、信号無視、遮断中踏切内進入により生じたもの。 ●頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛、背痛等で医学的他覚所見のないもの。 ●健康保険の療養の給付、または療養費の対象とならない入院。
事故 通院保障	共済期間中に発生した不慮の事故(*)を直接の原因としてケガをし、事故の日から180日以内に入院または通院を開始され、通院のみの日数または入院と通院の合計日数が5日以上になった場合は、事故の日から360日以内の通院について、1日目から事故通院保障共済金を支払います。 △ご注意 ●固定具を用いる治療は、入院日および通院日を除く固定期間2日を通院1日と算定します。 ●脱臼、骨折、打撲、捻挫に限り柔道整復師の施術を通院と認めます。 ●医師の指示がある場合に限り鍼灸師等の施術を通院と認めます。	事故通院保障共済金額に通院日数を乗じて事故通院保障共済金を支払います。 ただし、同一事由かつ1回の事故について90日を限度とします。 ●通院日数は、平常の生活または業務に支障がない程度に治ったときまでとします。 ●同一日に複数回の通院があっても通院日数は1日です。 ●限度日数90日以内は固定算定日数を含みます。	●前項の事故入院保障の「共済金をお支払いできない主な場合」と同一内容です。 ●入院期間中の通院および入院、通院日の固定具の使用については、事故通院保障共済金を支払いません。また、以下に該当する固定具については、事故通院保障共済金を支払いません。 ・手術により内固定、創外固定したとき ・固定具を手指のうち第Ⅲ指、第Ⅳ指または第Ⅴ指のみに装着したとき ・固定具を足指、鼻、歯のみに装着したとき
事故 後遺障害保障	共済期間中に発生した不慮の事故(*)を直接の原因としてケガをし、事故の日から360日以内に後遺障害が生じた場合は、事故後遺障害保障共済金を支払います。 △ご注意 ●事故の日から360日を超えてもなお治療が必要な場合には、事故の日から361日目における医師の診断により後遺障害の程度を認定して、事故後遺障害保障共済金を支払います。	短期生命共済事業規約に定める別表第1「後遺障害等級別割合支払表」の1級から14級の後遺障害が生じた場合は、その等級に応じて「事故後遺障害保障共済金額」の100%から4%を支払います。	●共済期間外に発生した不慮の事故(*)による後遺障害。 ●契約者の故意。 ●被共済者の故意、重大な過失、犯罪行為、自殺行為、私闘。 ●無免許、無資格運転、酒気帯び若しくは薬物依存等による運転、最高速度違反、信号無視、遮断中踏切内進入により生じたもの。
手術 保障	病氣入院保障共済金および事故入院保障共済金のお支払いの対象となる入院期間中に、その入院の原因となった病氣やケガの治療を目的として、全国大学生協共済生活協同組合連合会が「手術一覧表」に定める手術を受けた場合は、手術保障共済金額を支払います。なお、通院による手術であっても、お支払いできる場合があります。	手術1回につき、手術保障共済金額を支払います。 ●次の場合は複数の手術を受けたときでも、1つの手術とみなします。 ①複数回の手術でも医療機関が「1回の手術」と認定した場合は、1回の手術とみなします。 ②同日に施行された手術。	●短期生命共済事業規約に定める別表第3「手術一覧表」以外の手術(具体例:検査、視力回復術、傷口の縫合、抜歯、プレート除去等)。 ●事故入院保障共済金をお支払いしない入院期間中に行った手術。 ●支払対象入院期間中に行った手術であっても、病氣やケガの治療を直接の目的としない手術。
本人の死亡 保障	契約のお申込み日の翌日以降に発病した病気を原因として共済期間中に亡くなられた場合、または共済期間中に発生した不慮の事故(*)を直接の原因として、共済期間中若しくは事故の日から360日以内に亡くなられた場合は、死亡保障共済金を支払います。 △ご注意 ●すでに後遺障害保障共済金のお支払いがされている場合は、死亡保障共済金の額から、すでにお支払いした後遺障害保障共済金の額を差し引いた額を死亡保障共済金として支払います。	死亡保障共済金を支払います。 ●病氣や不慮の事故(*)以外の原因(自殺の場合)により共済期間中に亡くなられた場合、死亡保障共済金額の2分の1の金額を支払います。	●契約のお申込み時に発病していた病氣、告知を行っていた病氣により亡くなられた場合(新規契約申込み後1年を経過したものを除く)。 ●契約者の故意。 ●共済金受取人の故意、重大な過失。 ●被共済者の犯罪行為、私闘。 ●無免許、無資格運転、酒気帯び若しくは薬物依存等による運転、最高速度違反、運転中の信号無視、遮断中踏切内進入により生じたもの。
死亡 父母扶養者	父母(配偶者の父母を除きます。)または扶養者が共済期間中に亡くなられた場合は、1名ごとに父母扶養者死亡特約共済金額を支払います。	該当者1名につき父母扶養者死亡特約共済金額を支払います。	●共済期間外の父母、扶養者の死亡。 ●被共済者の故意、重大な過失。 ●共済金受取人の故意、重大な過失。 ●契約者、被共済者、共済金受取人、扶養者の犯罪行為。
死亡 扶養者事故	契約により登録された扶養者(以下、扶養者といいます。)が、共済期間中に発生した不慮の事故(*)を直接の原因として、事故の日から360日以内かつ共済期間中に亡くなられた場合は、扶養者事故死亡特約共済金額を支払います。 △ご注意 ●不慮の事故(*)以外の原因により扶養者が亡くなられた場合。 ●病氣により扶養者が亡くなられた場合。	扶養者事故死亡特約共済金額として500万円を一括または分割して支払います。 なお、この特約での共済金のお支払いは、1人の被共済者に対して、すべての生命共済契約の共済期間を通じて1回限りです。	●共済期間外に発生した不慮の事故。(*)により扶養者が亡くなられた場合。 ●契約者、被共済者の故意。 ●扶養者の故意、重大な過失、自殺行為、私闘。 ●共済金受取人の故意、重大な過失。 ●契約者、被共済者、共済金受取人、扶養者の犯罪行為。

保障のあらし 火災共済

	共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金	共済金をお支払いできない主な場合
借家人賠償責任 賠償保障	●共済期間中に被共済者の過失により火災、破裂/爆発、給排水設備等からの水もれ、水ぬれ事故を起し、借戸室内に損害を与え、貸主(大家)に対して法律上の損害賠償責任を負う場合に、借家人賠償責任保障共済金を支払います。 ●水道管の凍結破裂による漏水等の事故は、被共済者にその責任があると認められる場合のみ、共済金を支払います。	損害賠償金額を支払います。 ※1回の事故につき借家人賠償責任保障共済金額が限度となります。 *貸主との間に訴訟等が必要となった場合、全国大学生協共済生活協同組合連合会から書面により同意を得た訴訟費用等については、上記の損害賠償金とは別にその費用を支払います。 *他の共済や保険の契約がある場合、被害額をそれらの共済等と按分した額を支払います。	●契約者の故意。 ●被共済者の故意、心神喪失、指図。 ●改築、増築、取り壊し等の工事。 ●被共済者と貸主との間で、損害賠償に関する特別の約定がある場合、その約定により加重された賠償責任。 ●貸主に借戸室を引き渡した後に発見された借戸室の損壊等。 ●台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災、ひょう災、豪雪、雪崩等の雪災。 ●地震、噴火、またはこれらによる津波。 ●借戸室の欠陥、腐食、さび、かび、その他の自然消耗、老朽化等。
家財の火災、水ぬれ、風水害など 家財の保障	●共済期間中に発生した火災、落雷、破裂/爆発、建物の外部からの人為的災害、給排水設備や他の部屋からの漏水、放水、溢水による水ぬれ、風水害等の自然災害によって、借戸室内に収容されている被共済者の所有する家財が損害を受けた場合に、火災保障共済金を支払います。 ●火災保障共済金の対象となる家財は、被共済者の借戸室、借戸室と同一の建物区画内に所在し、被共済者の所有する家財に限ります。 △ご注意 次のものは家財保障の家財に含まれません。 ①通貨、有価証券、預貯金証書、ATMカード、クレジットカード等 ②定期券、航空券、パスポート等 ③稿本、設計書、図案等 ④貴金属、宝石、書画骨董等 ⑤船舶および自動車(自動車には自動二輪車および自動三輪車を含みます。◆原動機付自転車(*)は家財保障の対象家財です。) ⑥動物および植物	損害額(再取得価額)を支払います。 ※ただし、火災保障共済金額が限度となります。また、修理、クリーニングが可能なのはその実費となります。 ●家財が全損(全焼、全壊)と当会が認定したときは、臨時費用共済金として1回の事故につき、20万円を支払います。 ●損害の発生および拡大の防止に必要、かつ有益な費用を損害防止費用として支払います。 ●損害が第三者の行為によるもので、損害賠償を受けた場合は、その賠償額を差し引いたうえで、共済金を支払います。	●契約者、被共済者の故意、重大な過失、法令違反。 ●家財の使用若しくは管理を委託された者、または被共済者の親族の故意。 ●火災等、風水害等の際の紛失、盗難。 ●戦争、外国の武力行使内乱等の事変によって発生した火災、風水害等による損害。 ●地震、噴火、またはこれらによる津波、火災、風水害等による損害。
盗難 家財保障	●共済期間中に発生した盗難事故(*)により、借戸室の中の被共済者所有の家財が盗取、き損、汚損された損害について盗難家財保障共済金を支払います。 ※スローカー行為による損害(*)を含みます。 ●借戸室の敷地内に併設された専用の駐輪場所(*)に施錠保管された被共済者の常用の自転車(原動機付自転車*)は保障対象外です。また、自転車を構成する部品や車体購入後に装着した部品のみの構成は保障対象外です。)が盗取されたときは、その損害の一部について盗難家財保障共済金を支払います。 △ご注意 ●所轄警察署への盗難の届出が必要です。 ●次のものは盗難家財保障の家財に含まれません。家財の保障の「次のものは家財保障の家財に含まれません」と同一内容です。	損害額(再取得価額)を支払います。 ※ただし、盗難家財保障共済金額を限度とします。 ●自転車盗難損害については、損害額(再取得価額)から5,000円を差引いた額を支払います。ただし、損害額(再取得価額)は、3万円を限度とします。 例)損害額(再取得価額)が35,000円の場合、再取得価額は3万円が最高限度額となります。お支払いする共済金は、損害額(再取得価額)30,000円-5,000円(自己負担)=25,000円	●契約者、または被共済者の故意、重大な過失。 ●共済の目的物の使用または管理を委託された者、または被共済者の親族の故意。ただし、その者が被共済者に共済金を取得させる目的でなかった場合を除きます。 ●盗難事故発生時点で借戸室内に収容されていない家財の損害。 ●被共済者の所有でないものの損害。 ●火災等、風水害等の際の盗難。 ●地震、噴火、津波の際の盗難または紛失。 ●戦争、武力の行使、革命、内乱等の事変、暴動、騒ぎ等の際の盗難。 ●紛失。 ●借戸室の敷地内に併設された専用の駐輪場所以外での自転車の盗難。
盗難 現金保障	●共済期間中に発生した盗難事故(*)により、借戸室の中の被共済者所有の現金(通貨または預貯金証書)等が盗取された場合の損害について盗難現金保障共済金を支払います。 ※スローカー行為による損害(*)を含みます。 △ご注意 ●所轄警察署への届出が必要です。 ●預貯金証書の盗難は、預貯金口座から現金が引き出された場合に限りです。◆預貯金先への届出が必要です。	損害額を支払います。 ※ただし、盗難現金保障共済金額を限度とします。	●盗難家財保障の「共済金をお支払いできない主な場合」と同一内容です。 ※「自転車の盗難」は除く
盗難 借戸室修理費用保障	●共済期間中に発生した盗難事故(*)により、借戸室の中が破損、汚損、き損し、賃貸借契約にもとづいて貸主から請求され、ご自身の費用で修理する場合、その修理費用について盗難借戸室修理費用保障共済金を支払います。 ※スローカー行為による損害(*)を含みます。 △ご注意 ●所轄警察署への盗難の届出が必要です。 ●盗難事故(*)以外の原因による借戸室の破損、汚損またはき損による損害は保障対象外です。	損害額を支払います。 ※ただし、盗難借戸室修理費用保障共済金額を限度とします。	●借戸室以外の修理費用。 ●火災等、風水害等による損害の修理費用。 ●地震、噴火、津波による損害の修理費用。 ●戦争、武力の行使、革命、内乱等の事変、暴動、騒ぎ等による損害の修理費用。 ●貸主に借戸室を引き渡した後に発見された借戸室の損壊等の修理費用。 ●借戸室の欠陥、腐食、さび、かび、その他の自然の消耗等。

用語の解説

(*)「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故、および「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項および第4項に定める感染症をいいます。
 (**)「盗難事故」とは強盗もしくは窃盗または、それらの未遂をいいます。
 (***)「スローカー行為による損害」とは、「スローカー行為等の規制等に関する法律」に定める行為等により、借戸室内の被共済者が所有する財物(現金を含む)の損害、および借戸室の破損、汚損、またはき損による損害をいい、「盗難事故」に含めます。
 (****)「専用の駐輪場所」とは、借戸室がある建物の敷地内に併設され、借戸室の貸主が設置、管理し、居住者の駐輪を認めた場所のことをいいます。
 (*****)「原動機付自転車」とは、「道路運送車両法施行規則」に定める排気量125cc以下の二輪車および50cc以下の三輪以上の車両とします。
 ※「契約者」、「被共済者」、「扶養者」の解説は、「学生総合共済の重要事項説明書」をご参照ください。